Ⅳ-1 国家公務員の法規に関する1937年10月2日の勅令

第 I 部 公務員

- 第1条 公務員は各自強固に連帯して国家の公務を遂行する。公務員は自ら専らこの勅令の与件を満たす場合だけ法的地位を維持できる。
- 第2条 但しこの勅令の条文は県知事、首都ブリュッセルの行政郡の知事、副知事、フラーンデレン・ブラバント県の知事補佐、国の研究機関の学術研究員、国家の安全の海外勤務公務員、非公務員の各省の官房に関係する職員、2001年7月19日の連邦政府の政策機関への就任及び共同体又は地域圏政府若しくは常任理事会の構成員の執務室を構成する一部をなす連邦政府職員に関係する勅令に規定する関係職員・専門職員・幹部職員には適用されない。

第3条

- §1. 連邦政府機関の階統制的構造は4つに分かれる。すなわち上位のレベルA及びレベルB、C、Dである。 レベルはその官職に就任するにふさわしいと証明された訓練及び能力の評価に応じて規定される。
- § 2. レベルAはA1から上へ最高級のA5まで番号を付された5等級からなる。 等級は同等の複雑さ、技術的専門性、責任を有する職務で分類される。 職務は仕事の全体を指し、国家公務員自体として責任を取らなければならない。
- §3. レベルAは公務員事案を所管する大臣の提案によって決定される我が大臣の専門的方針に基づき再分割される。 専門的方針の下では同種の専門領域に属する職務の分類が行われなければならない。 各専門的方針は五つの専門的等級からなる。第1の専門的等級はA1等級若しくはA2等級となりうる。 専門的等級の下では等級は専門的方針と連関していると解されなければならない。
- §4. レベルAにおいては専門的等級の国家公務員が任命されなければならない。
- § 5. レベルB、C、Dにおいては等級に応じて国家公務員が任命される。 等級は公務員がその等級に照応する職務の仕事に就くために与えられる肩書である。
- §6. レベルB、C、Dのそれぞれの範囲内では等級は<同等の等級>に任命される。

第4条

- §1. 等級A1及びA2に任命された公務員は担当官(attaché)の肩書を有する。
 - 等級A3に任命された公務員は顧問 (adviseur) の肩書を有する。
 - 等級A4とA5に任命された公務員は代表顧問 (adviseur-generaal) の肩書を有する。
 - 追加的な肩書は国王によって第1、第2、第3の構成員に任命された肩書によって追加されうる。
- §2. レベルBは行政専門職、財務専門職、技術専門職及びICT専門職を含む。
 - レベルCは行政補助職及び技術補助職を含む。
 - レベルDは行政助手及び技術助手を含む。
 - その他の等級は国王が設定できる。
- 第5条 レベルAの国家公務員は国王によって任命される。
 - レベルB、C、Dの公務員は理事会議長若しくはその代理者によって任命される。

第5条の2 《欠》

第5条の3 レベルAに格付けされたそれぞれの職務は専門的等級に区分され、それを所管する公務員問題大臣の提案に基づき閣議で の協議を経て決定が行われる。

第5条の4 ……

第6条

- §1. 全ての連邦政府機関においてこの勅令又はそれを改正若しくは補充した諸勅令の施行による特別の諸規定が用意される。これらの規定は大臣がその権限を委任しなかった限り、国王の明文の規定がない限り大臣はその権限を委任しない。
 - 第1項及び第2項に基づき決定された全ての規定は前述の理事会の勧告に従う。
- § 2. この法規の趣旨への明白に認められない違反を含む § 1 において定義された諸規定は § 1 第 3 項に規定された手続、加えて第 116条に規定された手続に従わされる。

第6条の2

- §1. ある等級の専門的等級において異なった方法で任命され前述の決定された方法が採られないときは、所管大臣若しくは理事会 議長か又は任命権を委任されたその代理は空席になったそれぞれの官職に応じた任命方法が認められなければならない。
- § 2. レベルAの専門的等級A3若しくはA4への任命に対しては空席の官職において法定の条件を満たしその資格を有する連邦政府機関の公務員により行われる業務に応じて専門職等級の上級等級への昇進か若しくは等級の異動により行うことができる。

官職が異動によっては関係のある連邦政府機関の公務員では満たされないときは、公務員問題に関する所定の措置に関する 1993年7月22日の国法の第1条の意味での法的条件及び資格を満たす連邦行政官庁の公務員に呼び掛けて上級等級への昇進か若 しくは等級の異動により行うことができる。

官職が異動によっては満たされないときは公募に関する所定の規則に従って満たされる。

但し候補者には等級A3で6年、A4では9年の有用な経験が求められる。

その中に第3項のお目当ての候補者が一人もいないとき及び公務員問題に関する所定の措置に関する1933年7月22日の国法の第4条の条件が満たされるときは、官職は労働協約によって供給できる。但し候補者には等級A3で6年、A4では9年の有用な経験が求められる。

第Ⅱ部 権利、義務、利害対立、兼職

第7条

- §1. 国家公務員はその職務を誠実・慎重且つ清廉潔白な方法で上位の階級の指揮に従って遂行する。 そのために以下が役に立つ:
 - 1°国法及び規則が活動に続いて所与の方針として国法及び規則の枠内で効力を発揮する;
 - 2°表明する助言も作成する報告も良心的で品行方正である;
 - 3°決定は慎重であり行動には責任の自覚がある。
- § 2. 国家公務員はその上司、理事会はもとより部下たちからも品位及び礼節を持って処遇される権利を有する。 国家公務員は品位及び礼節を持ってその理事会、上司に仕え、部下に接する。この品位及びこの礼節を持った各自の言葉、各自の態度、各自の風采によって窮地に陥ったり良好な勤務の遂行に損害を与えたりするのを回避できることになる。
- §3. 国家公務員はそのそれぞれの違法行為若しくは規則違反について、上司若しくは必要ならばさらに上位若しくは最上位の上司に通報していた場合には、刑法第29条を侵害することにはならない。

第8条

§1. 国家公務員はその業務の利用者に対して親切に対処する。利用者の質問に対して親切に回答し、且つ関係資料を処理する方法 において処理に当たり中立及び公平の原則を尊重し、規則、指針を遵守する厳格な方法を遵守する。

国家公務員は来庁した国民と接するその職務の執行に当たり、その本来の各自の言葉、各自の態度、各自の風采によりその完全な中立性において、その能力において、且つその品位において公衆の信頼を失う虞のあるのを回避できることになる。

- § 2. 国家公務員はその職務の執行の範囲以外でさえも各自その職務の品位を汚す態度は取らない。同様に各自の状況が関連して代理人による場合にも執行に際してその職務の品位を汚すことのないようにすることになる。
- §3. 国家公務員は直接手を下す場合でも、代理人による場合でも、さらに職務執行の範囲外でもこれを理由に贈物、謝礼、若しくは何らかの利益を要求し、請求し、受領してはならない。

第1項は通常の職務執行の際の公務員同士の形だけの少額の贈物の交換には該当しない。

第9条

- § 1. 国家公務員は重大な係争の状態、すなわちその性質上その職務の公平且つ公正な執行に当たり自分自身により若しくは代理者により私的な利益といわれるものに影響を及ぼすか若しくはそのような影響が生ずるであろうとの理由のある嫌疑があるものに身を置いてはならないし、巻き込まれてもいけない。
- § 2. 公務員は自らが重大な係争を持つかその虞のあると判断したときはこれについて直ちに上司か若しくは高官に伝える。上司はこれについて書面での提出を認める。

重大な係争が認められた場合上司はそれに終止符を打つための適切な措置を講ずる。

国家公務員はそれぞれの時点で自らが将来置かれることになる状態とか、これについて分かっていることとか、又は重大な係 争の原因について理事会議長若しくはその代理者の助言を求めることができる。その助言は1か月以内に書面で与えられる。

第10条 国家公務員はその職務のために知り得た事実についての意見表明の権利及び自由を有する。

国家の安全、公共の秩序の保持、政府の重要な財政、有罪の事実についての予防及び避難、医学上の秘密、市民の権利及び自由、とりわけ市民生活の権利及び自由に関して精通している事実は禁止されている。加えてまだ最終の決定が行われていない限り全ての決定の準備に関する事実についても禁止されている。それが公表されるとその公務員が雇われている政府機関の利益が損なわれうる事実についても同様である。

第11条

- §1. 国家公務員はその業務の執行に役立つ全ての面の情報を得る権利を有する。各上司はその部下に向けて情報の流れを保証する。 国家公務員はその専門的に責任を負う事項についての技術、規則、調査の発展を絶えず向上させる。
- § 2. 国家公務員はその専門的試験及び経歴の成長のための継続的な研修はもとよりその業務に役立つ研修を受ける権利を有する。 国家公務員はその能力を発達させる関心及び意思を持ってその職務の執行に必要な研修についていく。

§3. 国家公務員は積極的な方法で公務の分業に貢献する。

第12条

§1. 国家公務員は兼職の委任を受けた後でもどのような形でも報酬を支給される公務以外の活動の執行は許されない。

兼職の委任は最長4年の期間認められうる。その延長は新規の委任が適用される。兼職の委任は遡及効を持つことはできない。 兼職の委任はその職務を遂行した時間外にその活動が執行されるときだけ認められる。

それらは遂行される公務の前ではいかなる場合にも完全に副次的なものにすぎない。

活動はその活動の執行を規整する法令を遵守する場合だけ執行されうる。適切な場合には兼職の委任が認められた機関にそれについての証明書が送られる。

- §2. 兼職に対する質問は公務員によりその上司に提出される。それは以下のものを含まなければならない:
 - 1°意図された活動の正確な考えられうるその配分;
 - 2°意図された活動の期間;
 - 3° その活動が将来においても重大な係争を生み出す虞がないという確認の弁明。
- §3. その公務員が必要だと考えたときは上司は公務員に追加の情報か若しくは弁明の書類を求める。

上司はその質問を階統制組織の経路に沿って理事会議長若しくはその代理者にその見解を添えて送付する。

理事会議長若しくはその代理者はその公務員が必要と考えたときはその公務員に追加の情報若しくは弁明の書類を求める。

§ 4. 兼職の委任の決定が承認されるか忌避されるかは議長若しくはその代理者によって行われる。その権限は管理統括者の肩書を 持つ者以外に委任できる。

兼職の委任の決定が承認されるか忌避されるかは理事会議長からの依頼がある場合には大臣によって行われる。

依頼後2か月以内に決定がなければ兼職の委任は職務上承認される。その期限は§3第1項及び第3項を利用すれば3か月に E長される

§ 5. 政府機関の職員に対する政治的な賜暇の設定のための1986年9月18日の国法の意味での委任の行使はこの条文の適用には該当 しない。

その職務に付随する報酬の支払いを受ける活動の執行は本条の意味のものとはならない。

但し常に前述の上司の文書での承認が必要である。依頼後2か月以内に決定がない場合にはその和議は職務上承認される。 権限を有する官公庁よりの付与に由来する報酬の支払いを受ける活動の執行は本条に該当しない。但し上司の情報は必要であ

第13条 全ての国家公務員は個人的な関係資料を閲覧する権利を有する。

国家公務員はあらかじめ上部から指示される場合以外その個人的関係資料に絶対に何も付け加えることはできない。

第14条 第7条、第8条、第9条§1、第10条、第12条違反は刑法を侵害することなく第77条に規定された秩序罰の誘因となる。

第14条の2 第7条から第14条までの条項は実習生にも適用される。

第8条、第9条、第10条、第13条、第14条の条項は公務員が、全休中、休職中若しくは停職中でも適用される。

第14条の3 公務員問題の権限を持つ国王は職業倫理の枠内で公務員の権利及び義務に関するその他の法令の条項に基づくこれらと同様に、第7条から第13条の条項に応じた確実且つ最も適切な行動規範を決める。

国王の閣僚大臣及び副大臣の誰もが大臣たちの協定に従って職業倫理の枠内で第1項に付加的に規定されたこういった性格の職務であるその権限の下に置かれた公務において第1項の規定する条項の遵守を保証する。

直属の上司は職業倫理に関する先例集を有する。

第Ⅲ部 選考、募集、研修

表題 I 選考及び募集 第 I 章 総 則

- 第15条 以下の諸条件を満たさなければ何人も国家公務員に任命されることはできない。
 - 1°決定に関する承認以前に就職資格を取得する;
 - 2 ° 規定の競争試験に合格;
 - 3°良好な成績での研修終了。

国家公務員は国王に対して職務の遂行のための医学的適合性を有するという証明をさらに詳しく用意しなければならない。

- 第16条 何人もこの後以下の一般的な就職資格を満たさなければ国家公務員として任命されることはできない。
 - 1°公権力の行使に関係があり国家の公共の利益を促進する目的があるときはベルギー国民、その他の場合はベルギー国民若しくはヨーロッパ経済圏の一部を構成するその他の国家若しくはスイス連邦国家の国民;
 - 2°目的の官職の要求に合致する挙動;
 - 3°市民権及び政治的権利を享受する;

- 4° 兵役義務法を満たしている;
- 5°個人的には自らは重大な係争の状態にはない;
- 6°本勅令に追加された表に従った等級と認められるレベルに合致する証明書か若しくは推薦状を保有する。これについては労働市場で不足する場合は動機付けのために競争試験の前に公務員問題を所管する大臣が連邦政府選考局長の助言を経て異なった決定がなされる。
- 第16条の2 連邦政府選考局長は少なくともベルギー官報への公告で競争試験の仕組みについて知らせる。その公告は少なくとも指名 の最終期限を記載し、必要なら合格の保留が続く。

候補者は少なくとも14暦日内に自分で決着を付けなければならない。

第17条

- §1. 可能であれば特別の就職資格が以下の規定に合致すれば決められる。
 - A. その官職の性質がこれを必要とするとき関係連邦機関に含まれる大臣によって規則が用意される場合:

1°;

- 2° 第16条の 6° に規定される表に列挙されているそれらの中に指示されている一定の専門的等級、又は規定の証明書か若しくは研究証明書の所有。その場合には大臣は連邦政府選考局長の助言を得る。
- B. 関係連邦政府機関の大臣は官職に必要であるためにその要求が正当化されるときは連邦政府選考局長の助言を得た後に特定 の証明書か若しくは研究証明書の所有に関する規定により指示できる。
 - すでに前述のAの中で規定された等級すなわちそれに関する官位及び官職に選任されるための規則による証明書か若しく は研究証明書の下でか:
 - --- それともそのような規則がない場合は証明書か若しくは研究証明書の下で第16条の6°に従って考慮される。
- C. 連邦政府選考局長はヨーロッパ経済圏の一部を構成するその他の国家若しくはスイス連邦国家において要求される前述の最低年齢若しくは職業的才能に関する特別の要求、すなわちそのような正当な要求に関して認められる実践的知識とか若しくは前職の経験とかの保有があれば一定の競争試験により可能である。
- D. 連邦政府選考局長は応募者の数が十分な候補者若しくは合格者を生むほど十分に大きくないと懸念したときは一定の競争試験を卒業資格若しくは推薦状を取得するために最終学年に在籍する学生たちに許可することができる。その場合には選考試験として最後から2年目の試験にも認められ、その共同体の試験委員会により最終学年の試験を受けてもよいことが説明される。但し第1項の適用により競争試験に応募して合格した人物たちはその連邦政府選考局長に必要な証明書か若しくは研究証明書を提出した日からまず指名して職務に分類されることができる。
- E. その必要条件が職務の執行に妨げとなっていないときは連邦政府選考局長は一定の官位の選考のための資格証明書か若しくは推薦状の名を挙げるのに第16条の6。の次に同様にそのほかの資格証明書及び推薦状を考慮する:
 - 1°社会的地位向上教育及び社会文化向上教育の資格証明書及び推薦状;
 - 2° 完全な教育課程を備えた技術・芸術・職業中等教育の資格証明書及び推薦状。
- F. レベルDの一定の官位の選考試験については連邦政府選考局長は官職遂行のために技術的若しくは特殊化された性質のものが重要であるという正当な要求があるときには指定された研究・教育資格証明書さえ持っていれば少なくともそのような推薦状の資格よりも重視する。
 - レベルA、B、Cの一定の官位の選考試験については連邦政府選考局長は官職遂行のために技術的若しくは特殊化された性質のものが且つ第16条の6°に挙げられた研究証明書の一つの保有者と同様に資格証明書及び推薦状の保有者である限り適切な要求であるときは指定された教育証明書及び教育推薦状の保有者に認める。
- §2. その他の受験資格については国王が決定する。

第17条の2

- §1. 競争試験の準備については連邦政府選考局長は候補者が資格証明書及び推薦状に関する条件、特定の場合には最低年齢若しく は職業的才能に関する特別の要求を満たさなければならない明確な日時を設定する。
- § 2. 連邦政府選考局長は競争試験の進行中に候補者が官位に当てはまる職業的才能に関する一般的若しくは特別の要求を満たしていないか又は満たすことができないという確証を得たならば直ちに官職を得ようとして競争する競争試験をやめさせ、その決定並びに理由を伝える。
- 第18条 国家公務員の資格は競争試験の後閣議の協議を経て確定される勅令による国王の決定に応じた兵役法からの異動によっても確保される。

異動にはレベルA、B、Cはその前1年間、レベルDは3か月から1年の試用期間が先行する。

第19条 軍人の使用者は本勅令に規定された国家公務員の資格を持たない。

第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第49条、第99条、第101条の規定が適用される。

第Ⅱ章 競争試験

第20条

§1. 競争試験は職務の記述及び能力の紹介に基づき連邦政府選考局長が主導してか又は大臣若しくはその代理者の依頼及び合格者の分類への導入のために準備された選考である。

競争試験が連邦政府選考局長の主導により準備され、大臣若しくはその代理者が職務の記述及び能力の紹介に基づき分類される職務の性格を依頼できるときは、合格者が独自の分類に導入されるその職務のための追加の競争試験の依頼が行われる。

追加される競争試験への参加は強制的ではない。

連邦政府選考局長は分類の維持を考慮してこの試験への参加者の最多人数を確定する。この試験に合格していない候補者はも とより合格者は第1項に規定された分類を維持する。

募集については大臣若しくはその代理者は分類に拘束される。

- § 2. 競争試験は任命のために準備される:
 - 1°専門志向の第1等級;
 - 2°A3若しくはA4の専門等級;
 - 3°レベルB、C、Dの官位。

本条の第1項とは異なり初めに情報処理技術者、民間技師、農業技術者、化学及び農工業の技術者、医師、獣医、薬剤師、保険計理士の資格が等級A1に要求される専門志向の等級の競争試験を準備することができる。

第20条の2

- §1. 連邦政府選考局長は競争試験について合格者の保留が継続されるかどうかを決定する。
- § 2. このように競争試験を依頼する関係大臣若しくはその代理者は関係部局との協議を経て連邦政府選考局長に対して合格者の保留を継続できる。

関係部局の予想される空席の数を基に連邦政府選考局長は前もってこの保留の中に合格者の数を受け入れてある。

.

- §3. 募集の保留の有効期間は2年間と決められている。公務員問題所管大臣は関係大臣若しくはその代理者の堅実な理由のある依頼によりこの期間を再度延長できる。
- 第21条 連邦政府選考局長は競争試験を準備する。

但しこの競争試験の準備を連邦政府機関に全部乃至一部をその監督の下で委託できる。

第21条の2 ……

第22条 ……

第23条 競争試験の報告終了後受験者はそれぞれその結果の通知を受け取る。

受け取った結果は国家公務員に任命される候補者として受け入れられるその個人の評価資料においての特性となる。

第Ⅱ章の2

第24条 <u>異動の条項の場合その勅令の発効日当日に(ベルギー官報における公告後2か月の初日に発効する)保留適用の第2項から第</u>5項が残される。

このために連邦政府選考局長により連邦政府選考局長の監督下での追加試験の後公務に最適の合格者とのその評価に従って合格者が供給される。

その決定の説明

合格者の提供については連邦政府選考局長は競争試験の分類に従う。

不採用の合格者はその最初の分類の中の保留に残される。

第25条

第26条

第Ⅲ章 国家公務員の研修及び任命 第Ⅰ節 総 則

第27条

- §1. 連邦政府選考局長は国王の明確な決定に応じて競争試験の合格者名簿を決定する。
- § 2. 医療能力の研究が正規のものである場合には採用された合格者は……その研究について自ら志願するときだけ任命について認められる:その研究は確定する対象若しくは関係する能力として合格者はそのために選任され官職について働かされなければならない。能力条件を満たさない場合には解雇される。最後に官職の道が閉ざされる日時は労働協約との関連で解雇の日時が確定される。この日時はその場合に失業手当の利益を享受できるように課せられる最低限の期間に等しい。この協約が労働不適任を理由に進行し始めた日か若しくはそれについて実行中のとき、最初の場合には6か月の間手当が支払われ、第2の場合には待機期間中必要な間強制加入の疾病障害保険の給付部門により補償される。
- §3. 連邦政府選考局長は合格者について第16条において想定する一般的な受入れ条件及び特別の受入れ条件……第17条において想定する……をチェックする。

採用された合格者はレベルAにおいては関係大臣若しくはその代理者、その他のレベルでは任命のためのその他の受入れ条件

を受け入れる関係官庁がそれについて言明する。

合格者の保留が継続される場合は関係大臣若しくはその代理者は連邦政府選考局長に通知する。

レベルAの合格者についてはその決定を連邦政府研修所の管理職1の保有者にも通知する。

第16条の2°に従ってさらに詳しい調査が実施され採用された合格者……の挙動が目的の官職の要求に適合したときは連邦政府選考局長に決定の関係資料が送付される。調査が続く限り合格者若しくは候補者は暫定的に未決定者とされる:この手続については通知される。

第28条 研修生は本勅令に規定される国家公務員ではない。

本勅令及びその改正若しくは補充された諸勅令の規定はその適用が明示される限りでのみ適用する。

- 第28条の2 研修生は国家公務員のためにする以下の規定が考慮される:
 - 1°研修が継続する限りこの目的のために考えられる生み出された事実を基にあらゆる種類の給付金及び報酬;
 - 2°俸給規則。

本条の適用のために研修生たちに候補者自身がそのために置かれている等級若しくは持っている官位が配慮される。

第28条の3

- §1. 実施された研修期間の算定には研修者が官職に従事した全ての期間が考慮に入れられる。
- § 2. 研修中の欠勤の期間は研修生としてでも官職に従事する 1 回乃至数回、レベルDでは15労働日、その他のレベルでは30労働日 を超えるときから最終の延長に影響する。

15労働日若しくは30労働日の算定には以下の結果による欠勤は考慮されない:

- 1°年次休暇;
- 2°連邦政府の一員として認められた休暇及び欠勤に関する1998年11月19日の勅令第14条、第15条、第15条の2、第20条;
- 3°政府とその職員の労働組合との関係を規整する1974年12月19日の国法施行のための1984年9月28日の勅令第81条の§ § 1・2、第82条;
- 4° 秘書部局、政策室、全体政策調整室、又は連邦政府構成員内部の職務執行のための休暇。
- §3. その欠勤の間研修生はその資格を保持し、適用する規定の条項に合致した行政上の状態が決定される。
- § 4. 研修期間の延長期間中にレベルAの研修生のための連邦政府の研修所の管理職1保有者若しくはその代理者、人事業務《人事・組織局》の業務局長若しくはその代理者、レベルB、C、Dの研修生のための人事業務《人事・組織局》の業務局長が存在しない場合には完全を期する唯一のその他の手段であろうとなかろうと研修を前に置く理由を決定する。

研修の延長期間中研修生の資格の利害関係を保有する。

第28条の4

- § 1. 各連邦政府機関においては人事業務《人事・組織局》の人事業務の業務局長か若しくはその代理者、又は人事業務《人事・組織局》の業務局長か若しくはその代理者が存在しない場合には、連邦政府の研修所の管理職1保有者の権限を侵害することなく研修が指導される。
- § 2. 研修は有能な研修生が充てがわれた職務を遂行するために問題を処理する能力を身に着けるという要求がある場合には、連邦 政府機関内及び連邦行政官公庁内の研修生の最適の統合を全体として可能にし証明しなければならない。
- 第28条の5 人事業務《人事・組織局》の業務局長か若しくはその代理者、又は人事業務《人事・組織局》の人事業務の業務局長かその代理者が存在しない場合には人事機関の長若しくはその代理者は必要な情報を収集した後、又研修生及びその直属上司と協議した後公務員問題に権限を有する大臣により決定された様式に合致する研修報告を作成する。

レベルA、B、Cの研修生のために3か月ごとと研修の最後とに報告が作成される。

.

レベルDの研修生のために3か月ごとと研修の最後とに報告が作成される。

それぞれの報告は研修生についての知識がもたらされ必要ならば判断が付け加えられその個人記録に書き留められる。

第28条の6

- §1. 研修生が職務に不適任とされる場合には3か月の解雇予告期間を経て解雇されうる。
- § 2. 研修期間中若しくは研修の場で重大な過失を犯すことにより罪を犯した研修生は解雇予告なしに解雇される。勧奨されればあらかじめ聴聞を受けねばならない。
- §3. 解雇はその場合に応じて各省合同研修委員会か研修委員会の提案に基づき研修生がその管轄下にいる大臣により明らかにされる。

但しレベルAの研修生の解雇は研修生が暫定的にそこに割り振られた連邦政府機関の大臣の合意に従う。

第29条 公務員問題に権限を有する大臣は研修に関する一般原則を確定する。

第Ⅱ節 レベルA……の合格者の研修及びその国家公務員への任命 第Ⅰ分節 レベルAの合格者の研修及びその国家公務員への任命

第30条

§ 1. 関係大臣若しくはその代理者により認められたレベルAの合格者たちは公務員問題に権限のある大臣か若しくはその代理者から研修生に指名される。受入の宣告に続く遅くとも3か月の初日には公務員の資格における行政上財政上の権利の享受について告げられる。

ョーロッパ経済圏の一部を構成するその他の国家又はスイス連邦国家において又はヨーロッパ共同体の機関若しくはそれらを 規整する条約によってか又はその下で設立された機関の周りで解雇期間中の合格者に適用できる規定の適用を遂行しなければな らないときは、第1項に規定された期間は解雇通告の終了日に続く1か月の初日まで延長される。

本条第1項の規定は平時において兵役を履行し、又は公務員が良心的兵役忌避者の法規に関する1964年7月3日の国法の施行を達成する連邦政府の一定の公務員の行政上の地位を規定する1964年6月1日の勅令の適用を妨げない。

§ 2. 研修生は専ら公務員問題所管大臣の管轄下に属する。

この大臣若しくはその代理者は研修生の書面による要望か、又は各省合同研修委員会の適切に表現された理由かにより暫定的に指名し、研修期間中に一方では暫定的に研修生に割り振られる連邦政府機関の理事会の議長、他方では最終的に研修生に割り振られる連邦政府機関の理事会の議長若しくはその代理者限りでその割振りを変更、その同意が与えられる。

§3. 研修期間は1年。それは前述の場合第32条§2の1°により期間を最大限3分の1延長できる。

第31条

§ 1. レベルAの官職の合格者の研修は連邦政府の研修所の管理職 1 保有者の高度な指導下にある。公務員問題に権限を有する大臣の管轄に属する。

連邦政府の研修所の管理職1保有者は一般原則を規定する第29条を遵守して研修生が参加する研修活動を決定しなければならない。

§2. 各研修生は連邦政府の研修所の管理職1保有者に規則に従ってその決めた期限内に最終論文を手渡さなければならない。

論文の題目は一方では直属の上司、他方では人事業務《人事・組織局》の業務局長か若しくはその代理者、又は人事業務《人事・組織局》の人事業務の業務局長か若しくはその代理者が存在しない場合には、人事業務の責任者と相談して研修生によって選択される。最終論文は研修生が割り振られた連邦政府機関にとって必要な業務で構成されており、行政上重要な題目であることについてはっきりした形にして研修生の能力について立証しなければならない。

これらは勤務時間中に行われる。

最終論文は一方では人事業務《人事・組織局》の業務局長か若しくはその代理者、又は人事業務《人事・組織局》の人事業務の業務局長か若しくはその代理者が存在しない場合には、人事業務の責任者若しくはその代理者により、他方では研修生の直属上司によって承認される;この承認は論文の明確な理由に基づいて連邦政府の研修所の管理職1保有者に対して行われる。

第32条

- §1. 第28条の5に規定された報告が全般的に研修生にとって好意的でないか、又は第31条の§2に規定された義務を果たしていない場合には、連邦政府の研修所の管理職1保有者は各省合同研修委員会に対してその事情を通知する。その最後に報告が作成され研修生に伝えられる。
- § 2. 各省合同研修委員会が必要な情報を収集した後その状況に応じて:
 - 1°研修が継続されうるかどうか決定する;
 - 2° 研修が延長されなければならないかどうかを決定する; その場合には期限を規定する第30条の§3におけるただ開始の日時だけ;
 - 3°研修生が最終的に割り振られる連邦政府機関の理事会議長若しくはその代理者がその同意を与える限り研修生がその割振りの変更の対象を構成する公務員問題所管大臣が決定する;
 - 4°公務員問題所管大臣及び研修生が最終的に割り振られる連邦政府機関の大臣が明確な理由に基づく解雇若しくは任命の提案を行う。
- § 3. 各省合同研修委員会は研修の延長について決定する前に、又は暫定的な割振りの変更若しくは解雇が行われる前に研修生への 聴聞が必要になる。

研修生は本人が出頭する。自分が選んだ人間によって援助してもらうことができる。

被告側弁護士はいかようにしても委員会の一員であることはできない。

正式に呼び出されたのに研修生若しくはその弁護人が正当な理由なしに出頭しない場合には委員会は公務員問題所管大臣に決定の提案を表明する。

委員会は例え研修生が有効な弁解ができたとしても2回目の会議で事件が決着したら直ちに連邦政府の研修所の管理職1保有者の報告に基づき自ら宣告する。

第33条

§1. 連邦政府の研修所の管理職1保有者により若しくは各省合同研修委員会によりふさわしいと判断された研修生は国王によって 暫定的に充てられていた連邦政府機関の大臣の提案によって候補者として身を置いていた専門等級に国家公務員として任命され る。 最終的にこの専門等級の確定した官職に充てられその等級の第1俸給段階を手に入れる。

§2. その俸給段階における年功序列の判定及びその配属によって研修開始の日からその段階を取得する。

研修生の行動が勤務する官職に向いているかどうか調査が必要となって行われ、研修の許可が引き延ばされる場合、又同じ競争試験の合格者たちが連邦政府機関に一人ずつ配属された後研修生がいなくなったならば、合格者か若しくは研修生の合格者たちの中で最良の配属を勝ち得た者が地位を取得する。

§3. 本条は条件付で認められた公務員の医学上の不適任のために適用される規定を侵害できない。

§ 4. ·····

第33条の2

- §1. 各省合同研修委員会は以下の機関によって対等に編成される:
 - 1°連邦政府《人事組織》理事会議長 ── 議長
 - 2° 連邦政府《人事組織》理事会副議長 公務員問題所管大臣により指名される
 - 3° 言語別にその理事会議長若しくはその管轄下にある議長の提案に基づき公務員問題所管大臣により指名される管理職1若しくは2保有者2名;このような指名された保有者は研修生が配属される連邦政府機関に属する;
 - 4°政府とその職員との関係を規整する1974年12月19日の国法の第7条に規定される労働組合の代表により指名された6名の委員は組合ごとに2名の委員の比率となっている。

公務員問題所管大臣は理事会議長若しくはその管轄下にある議長の提案に基づきさらに言語別に連邦政府機関管理職1若しくは2保有者2名を代理の資格で指名する。

§ 2. 労働組合の代表に指名された委員たちはレベルAに属する国家公務員の中から選ばれ公務員問題所管大臣によって承認されなければならない。承認忌避は連邦、共同体、地域圏公務委員会によって提起される。

労働組合は正規の委員の指名に用いられる手続に従って委員代理を指名する。

§3. 各省合同研修委員会はそのうち2人は合格者と同一言語に属するか若しくは1966年7月18日に調整された行政問題における言語の使用についての国法についての第43条§3の第3項に合致すると十分に解される第2の言語を持っているとの証明がある少なくとも委員の半数が出席して研修生の有効性について審議する。

且つ委員たちは投票に当たり政府代表と労働組合代表とが同数でなければならない。

必要な場合には抽選によって一人乃至それ以上の委員の交代によって同数が回復される。

委員会は最初の委員の招集の後人数が不足する場合には次回の会議では出席者の人数とは関係なく [定足数を欠いても] 同じ研修生の有効性について会議し審議を行う。

投票は秘密である。投票が可否同数の場合は議長が勧告の主旨を決定する。

委員会の各委員はこの委員が当該合格者の経歴に全く時期的にも資格においても関係していない場合にのみ研修生について唯一つの決定だけ行える。

§ 4. 連邦政府の研修所の管理職1保有者若しくは代理者は連邦政府の人事業務《人事・組織局》の業務局長か若しくはその代理者、 又は人事業務《人事・組織局》の業務局長か若しくはその代理者が存在しない場合には人事業務の責任者に加えて研修生の直属 上司若しくはその代理者により職務上の聴聞が行われる。

第Ⅱ分節

第33条の3

第33条の4

第33条の5

第Ⅲ節 レベルB、C、D……の合格者の研修及びその国家公務員への任命

第34条

§1. レベルB、C、Dの……試験合格後に関係当局が任命し研修生として指名する。研修生たちは公務員の資格で呼ばれ、遅くとも承認宣告の3か月後の第1日にすでにその行政上財政上の諸権利の享受を持って一定の空席に割り振られる。

合格者若しくは候補者はヨーロッパ経済圏の一部を構成する国家若しくはスイス連邦国家の国民又はヨーロッパ共同体の諸機関若しくはそれらを規整若しくはそれらに服するために設立された諸機関において適用可能な規定の適用にあたり解約通告期間内に行わなければならないときは解約期限が切れる日の前の月の第1日までに第1項で確定された期日まで延長される。

その第1項の規定は公務員が平時において兵役を遂行するか若しくは良心的兵役忌避者の法規に関する1964年7月3日の国法の施行を達成する連邦政府の一定の公務員の行政上の地位を規定する1964年6月1日の勅令の規定に違反できない。

§2. 研修期間はレベルBとCでは1年、レベルDでは3か月である。

.

それは第36条§2、1°に該当する場合にはその期間の3番目に応じて最長まで延長できる。

第35条 研修は研修生が割り振られる連邦政府の人事業務《人事・組織局》の業務局長か若しくはその代理者の責任の下に置かれる。 人事業務《人事・組織局》の業務局長が存在しない場合には研修生は人事担当者若しくはその代理者の監督下に置かれる。

第36条

- § 1. 第28条の5に規定される報告が研修生について全体として芳しくないものである場合には、その研修生を割り振られた連邦政府の人事業務《人事・組織局》の業務局長若しくはその代理者が、又人事業務《人事・組織局》の業務局長若しくはその代理者が存在しない場合には、研修委員会がその旨申し立てる。そのために研修生の伝える報告が作成される。
- §2. 研修委員会は全ての必要な情報を取得したのち以下の行為をする:
 - 1°研修が継続できるかどうかを決定する;
 - 2 °研修が延長されなければならないかどうかを決定する;その場合には唯第34条 8 2 第 2 項における期間及び日時のみ;
 - 3° 関係庁が連邦行政事務の範囲内で決着が付けられることになる割振りの変更の対象となる研修生の任命を決める;
 - 4° 関係庁が任命について解雇か若しくは任命かの筋の通った提案理由を決める。
- §3. 研修委員会は研修の延長若しくは解職の提案、任命か若しくは配置換えの提案の決定の前に聴聞のために研修生を招く。 研修生は自ら出頭する;自ら選任した人間によって支援を受けることができる。

弁護人は委員会の一員であってはならない。

研修生が正式に呼び出され若しくは弁護されたのに妥当な弁明がなく、出頭しない場合には、委員会は任命に関する決定の提案を関係庁に寿明する。

委員会はその問題が第2回目の会議の対象を構成するや直ちに研修生が妥当な弁明を請えるならばその報告に基づき連邦政府の人事業務《人事・組織局》の業務局長若しくはその代理者に、又人事業務《人事・組織局》の業務局長若しくはその代理者が存在しない場合には、その報告に基づき人事担当者若しくはその代理者に通告する。

第37条

- § 1. 研修生は研修委員会か又は連邦政府の人事業務《人事・組織局》の業務局長若しくはその代理者か、又は人事業務《人事・組織局》の業務局長若しくはその代理者が存在しない場合には、人事担当者若しくはその代理者によって候補者に決定されていた 等級で国家公務員に任命される。
- § 2. 研修生の給与の等級の年功序列による評価及びその配置についてはその研修開始の日に等級が決められる。研修生の行い若しくは挙動が公務の遂行にうまく合致しているかどうかについて調査が必要となり研修についての許可が遅らされている場合には、又連邦官庁に在籍の研修生が同じ競争試験の合格の後で等級配置された後一度か乃至何度か無視された場合には、合格の日付で等級を得るか若しくはその研修の合格者の最良の等級配置を持てる。
- §3. その条項は公務員に条件付で認められた医療上の不適任のために適用される規定を侵害してはならない。
- § 4. ······

第38条

§1. 連邦政府機関にはそれぞれ研修委員会がある;必要な場合には連邦政府機関の公務員がそのために設けられ所属する言語の役割に応じたその分課が存在する。

その委員会若しくは分課は対等な以下のものからなる;

- 1° その理事会の議長によって指名された少なくともA3の等級の3人の公務員;この最後の者(理事会の議長)が委員会若しくはその分課の議長職に就く公務員を指示する;
- 2°政府とその職員の労働組合との関係を規整する1974年12月19日の国法第7条の規定で職員組合代表によって指名された委員 はその組織の人数に比例する。

少なくともA3の等級のその他の公務員はその理事会の議長によってその代理として指名される。

- § 2. 職員組合代表として指名された委員たちは国家公務員から選任されそれぞれ関係大臣から選任されなければならない。その委員たちは当該研修生のそれと同等若しくは以上のレベルに属さなければならない。承認の忌避は関係分課委員会の勧告で提示される。職員組合は正規の委員を指示するために使われる手続によって委員代理を指名する。
- §3. 委員会は少なくとも委員の半数が出席していれば研修生の妥当性を審査する。且つ投票では政府代表委員及び職員組合代表委員は同数でなければならない。必要なら抽選の後一人乃至複数の委員の排除によって対等が回復される。

委員会は最初の委員の招集の後人数が不足する場合には、次回の会議では出席者の人数とは関係なく [定足数を欠いても] 同じ研修生の有効性について審査し投票を行う。

投票は秘密である。投票が可否同数の場合は議長が決定する。

委員会の委員はこの委員が当該研修の経緯に全く時期的にも資格においても関係していない場合にのみ研修生について唯一つの決定だけ行える。

- § 4. 連邦政府の人事業務《人事・組織局》の業務局長若しくはその代理者、又人事業務《人事・組織局》の業務局長若しくはその代理者が存在しない場合には、人事担当者若しくはその代理者、さらに研修生の直属上司若しくはその代理者が職務上聴聞を行う
- 第39条 各大臣はレベルAの公務員にレベルB、C、Dの研修生の研修報告を規定する第28条の5による作成を任せることができる。

表題 II SELOR — 連邦政府選考局

第40条 SELOR — 連邦政府選考局は管理局長によって管理される。

連邦政府SELORの局長は連邦政府機関における管理機能の指示及び行使に関して規定した諸規程に従って任命される。

.....

第41条 ……

第42条

§1. 連邦政府選考局の管理局長は国王の決定した諸条件の下で国家公務員の選考について管理する。

局長はその職務についての政府報告を毎年度行う。その報告は国家公務員の正しい選考に関して役に立つ全てのものを含む。

§ 2. 局長はその組織するそれぞれの選考及び追加的な競争試験について選考委員会議長から委任される。局長は競争公募選考又は 追加的な競争試験若しくはその一部の実施の権限の全てを有するが、選考問題に関する権限を連邦選考局の公務員に委任するこ とができる。

その他の選考については彼はさらに関係庁にも選考委員会の委員にも委任できる。

- §3. 連邦政府選考局長は欠席若しくは都合が悪い場合にはこの目的のためにその指名した管理職2保有者に代理をさせる。
- § 4. 連邦政府選考局長は問題解決の促進のためにその指名したレベルAの公務員に一定の書類若しくは書簡に署名する任務を付与できる。

第42条の2 ……

第43条 ……

第44条 SELOR ── 連邦政府選考局はブリュッセルに設置されている。局長の決定により会議はほかのどこででも持てる。

第Ⅳ節 国家公務員としての就任

第45条 その決定に服する研修生は国家公務員に任命されたとき宣誓を行う。

宣誓すると同時に雇われるために公務に就いた国家公務員と見なされる。

宣誓を拒否する場合にはその任命はなかったものと見なされる。

第46条 前条でいう宣誓の文言は1831年7月20日のデクレ第2条に規定されている。

第47条 ほかに規定する国法が存在しない限りレベルB、C、Dの公務員はそのためにその公務員を任命する大臣の主宰で宣誓を行う。 レベルAの公務員は大臣の主宰でか若しくはそのために大臣によって指名された管理職又は幹部職保有者の主宰で宣誓を行う。

第48条 管理職若しくは幹部職保有者は大臣若しくは大臣がそのために権限を認めた理事会議長の主宰で宣誓を行う。

就任時に官誓を行う。

宣誓は1831年7月20日のデクレ第2条に規定された文言で行われる。

宣誓を拒否した場合にはその任命はなかったものと見なされる。

第Ⅳ節の2 受入及び研修

第48条の2 受入に当たっては新人職員の行政への統合促進のために各種の措置に理解を深めることが役に立つ。

第48条の3 研修に当たっては各種の活動に理解を深めることを目標とするか;

- ― 若しくは専門の完成か;
- 若しくは昇進への準備。

このような活動への参加は公務員が従属する大臣によって義務化されることができる。

第48条の4 公務員がその管轄下に入る大臣は受入及び研修に関する一般原則を決める。

第1項の理由で決められた一般原則を遵守して、各大臣は連邦政府機関の管理及び人事に応えるのに必要な受入及び研修の計画を確定する。

大臣はその権限を理事会の議長若しくはその代理に委任できる。

第48条の5

§1. 中央研修機関が設置されていない省にあっては事務次官、その不在の場合は大臣により委任された官房長に指示して言語ごとに10等級の公務員の下で少なくとも5年の等級経歴を有する研修責任者を指名する。

研修責任者は5年任期で指名される。この任命は同じ手続に従って連続5年まで任期を延長できる。

§ 2. 研修責任者は任命されるためには適性証明を保有していることを各省合同研修委員会によって承認されなければならない。 この証明は少なくとも10日間の研修期間を終了した時点にそれについて連邦政府研修所の管理職1保有者により決められた様式で送達される。

各省では研修期間を規定する第2項言語ごとに最高5人の候補者を出す。評価の結果「優秀」の成績を獲得した公務員の中から理事会により指名される。

連邦政府研修所の管理職1保有者により候補者として考慮された各公務員は研修期間中参加できる。これは候補者の関係資料の提出についてさらに詳しい規定が決められる。

研修期間へのその参加が拒否された候補者は決定の通知後8日以内に各省合同研修委員会に提訴できる。これは15日以内に裁定が下されることになる。

委員会の決定は妥当なものである。

- §3. 本勅令によって明白に認められた権限に加えて研修責任者は任務として以下のものを有する:
 - 1°受入・研修計画の実施:
 - 2 ° 研修生の同伴及び監督。

責任者は人事に関する以外何らの任務も負わなくてよい。

- § 4. 責任者はその職務遂行のために助言者の地位を有する。且つ少なくとも同一の俸給表の俸給をもらいたくない場合には助言者の俸給も受け取る。
- § 5. その公務を所管する大臣の依頼に基づき当該大臣の同意を得て研修責任者は連邦政府研修所の管理職1保有者の命令により臨時に追加的に研修活動を一部分引き受けることが決められる。

[第48条の5は2006年8月1日(2006年7月6日の勅令 — 2006年7月18日の勅令第12条)に、関係のある人事業務《人事・組織局》の業務局長の指示が効力を持たない連邦政府の公務の関係で設けられた]

第48条の6 中央研修機関を研修のために設置している省にあっては研修業務の責任者及び公務員に、必要とあれば本勅令の効力によって研修責任者に認められる権限が付加される。この最終部分が適用される場合には同じ規則に縛られる。

[第48条の6は2006年8月1日(2006年7月6日の勅令 — 2006年7月18日の勅令第13条)に、関係のある人事業務《人事・組織局》の業務局長の指示が効力を持たない連邦政府の公務の関係で設けられた]

第Ⅴ節 人事異動

第49条

§1. 国家公務員はその申請により配置転換によってその階級、その等級、若しくは同等の等級、連邦政府機関のその他の職、又は 予定された連邦政府機関の空席に一致する官職に任命されることができる。

配置転換の候補者はその申請をその様式が公務員問題所管大臣によって決められる書類を用いてその所属する大臣若しくはその代理に送付する。その申請は書留郵便によって行われる。

同時にその公務員はその申請の写しを位階制の経路を経由して理事会議長若しくはその代理に情報として送る。

申請の受理報告は完了する。

人事異動の申請は3年間有効である。その期限が過ぎてその公務員の自発的意思により申請が更新されないときは書留郵便の 送達によりその効果が失われる。

その申請の更新は新たな3年の期間申請の有効期間を延長する。

- § 2. 配置転換を達成するには国家公務員は第75条の§ 3に規定された評価に関する諸条件及び行政上の地位と併せて当該官職について規定した第6条に適する諸条件を満たさなければならない。
- §3. 配置転換の候補者は以下の順番に整理される;
 - 1°最高の等級若しくは地位の序列を有する候補者;
 - 2° 同等の等級若しくは地位のうち最高の職務序列を有する候補者;
 - 3°同等の職務序列のうち歳年長の候補者。

第50条 ······ 第51条 ······ 第52条 《削除》

第Ⅵ節 ……

第53条 ······ 第54条 ······ 第54条の2 ······ 第55条 ······

第Ⅲ節 評 価

[第四節(第56条乃至第62条)は2002年8月2日の勅令の第29条§1及び第30条で用意された規定に対応する監理委員会議長就任後最終18か月の規定で国王による日付で各政府機関によって廃止された]

第56条 評価は各公務員にとって効果的に行われる責務がある。

公務員は国王によって決められた様式に従って国家公務員の専門能力を決定することを目指す。

第57条

- §1. 評価は公務員にその確定した職務への任命後1年に第1回目が行われる。 それはその様式が公務員問題所管の大臣によって決められる評価用紙を用いてその公務員に送達される。
- § 2. 評価若しくは新たな評価はその公務員が専門等級への異動、地位の変更、昇進、若しくは評価が与えられなかった場合か又は § 3に規定された場合の異動の候補者であることを認める。
- §3. 以下の場合にはその公務員は新たな評価が認められる:

- 1° 最終の評価以前にこの評価の悪意の事実若しくは所見が弱められる余地があり、その個人的評価カードの上に記録されうる場合には・
- 2° 最終の評価以前にこの評価の有利な事実若しくは所見が強められる余地があり、その個人的評価カードの上に記録されうる場合には:
- 3° たびたび直属上司に要求していた場合には最も早くて前述の評価報告送達の後1年で。
- §4. その評価が最悪の結果となったときは1年後に新たな評価が認められる。
- 第58条 国家公務員の評価はその公務員の個人の評価関係資料にもその与えられる見解にも蓄えられた後で行われる。

レベルAの公務員の評価は国王によって設置された評価会議で行われる。

レベルB、C、Dの公務員の評価は、うち1名は直近の直属上司が入る直属上司2名によって行われる。

第59条 ……

第60条

§1. 任命が適切でない専門的等級A1、A2、若しくはA3、又はレベルB、C、Dの国家公務員は自らについての送達された評価 について申立できる場合には、その内容及び形式に関係のある問題について評価の送達後10日以内に所管の上訴審判所に申立で きる。

その申立は決定を停止する。

その公務員は一人で出頭し、その所見を主張できる;その弁護のためには自ら選んだ者によって援助を受けることができる。

§2. 上訴審判所の委員長はそれぞれの申立について挑発的、向こう見ず、無神経を宣告する。

• • • • •

第61条 ……

第62条

第四節 年功序列及び階層配列

第63条

- § 1. 年功序列の基となる規則の規定を適用するためにレベルB、C、Dの国家公務員のなかで年功序列が以下の規定により優先順位を比較されなければならない:
 - 1°最高の階級序列を有する公務員;
 - 2° 同等の階級序列の場合は最高の職務序列を有する公務員;
 - 3°同等の職務序列の場合は最年長公務員。
- § 2. 年功序列の基となる規則の規定を適用するためにレベルAの国家公務員のなかで年功序列が以下の規定により優先順位を比較 されなければならない:
 - 1°最高の等級序列を有する公務員;
 - 2°同等の等級序列の場合は最高の職務序列を有する公務員;
 - 3°同等の職務序列の場合は最年長公務員。
- §3. 階級、等級、レベル、職務の序列の基となる規則の規定を適用するために公務員の年功序列に応じて第64条乃至第69条に規定 されている。
- 第64条 等級、階級、レベルの配列の算出のために第66条§1の意味での公務員の実員の全てが考慮される。そこでは研修生としての 公務員及び各省若しくは各連邦政府機関の一員として実務に就いている自発的な休職を除く国家公務員が対象となる。

第65条

- §1. 階級序列については、公務員がその階級に任命され適合した規定が考慮された日から、若しくは後の昇進のために明白に遡及して公務員がその階級に任命された日から就任した等級が考慮される。
- § 2. レベルの序列については、公務員がそのレベルに関連する階級若しくは等級に任命された日から、又は後の昇進のために明白に遡及して公務員がその階級若しくは等級に任命された日から就任した等級が考慮される。
- §3. 職務の配列の算出については自発的な休職を除き連邦政府機関の省若しくは公的な社会安全保障機関若しくは若干の公益法人の人事についての法令の規定による1973年1月8日の勅令を適用した公益法人、若しくは研究職員の補充についての法規を規定する1970年6月16日の勅令の適用される科学研究機関、若しくは研究職員及び国立科学研究諸機関の管理職員の補充についての法規を規定する1999年4月30日の勅令の適用される国立科学研究諸機関の管理職員等の一員として何らかの地位に就くか若しくは第66条§1の意味での公務員の実員が考慮される。
- §4. 等級の序列の算出については公務員が検討中の等級に受け入れられた日に就任した官職も考慮される。

第64条に反して国家公務員が補充されるか若しくは公務員になった等級又は階級における等級序列の算出による受入について も考慮される:

- 1° 同一の等級にある契約職員の一員の資格において実際に遂行される官職;
- 2°レベル1の連邦行政官職にあった2004年12月1日以前に実際に遂行されその資格も有する官職。

同様に連邦政府機関の職員の俸給規則に関する1973年6月29日の勅令第14条§1に規定された類似の専門的等級に用意される職務が考慮される。

公務員問題を所管する大臣によって承認された職務の認知も考慮される。

第66条

- §1. 法令によって活動の俸給若しくは無報酬、俸給表上の昇給の権利を維持する理由で行政上の地位にある限り公務員は実務の遂 行が配慮される。
- §2. 過失が公務員の責任である場合には停職は当然となる。
- § 3. ·····
- **第67条** 同様に等級、階級、レベル、職務の序列はそれについての算出の場合実務に就いていた歴月の期間まるまるの合計を考慮する。 代理の公務員への第1項の適用については個人的問題から労働を縮小した以下の実績;
 - a) パートタイム労働の時間は1976年の実績のまるまる12歴月が算出される;
 - b) パートタイム労働の時間は個々の労働時間部分は除外された1976年の実績の12分の1が算出される;
 - c) 実務は終業した月の初日若しくは終了した月の最終日が除外される。

第68条 ……

第69条

- §1. 公務員問題所管大臣の同意を得て連邦政府機関の関係大臣の推薦によって制定された勅令が以下の規定をする;
 - 1° どのような比率で等級、階級、レベル、職務の序列の算出を考慮できるか:
 - a) 連邦政府機関において遂行される職務が個人的問題のせいで業績の上がらなかったというよりは業績の不十分な官職;
 - b) 人事が国王により国家公務員法と同等と認められる法令の規整状態の下での連邦政府機関とは別の公職において遂行される職務:
 - 2° どのような資格でどのような状況の下で異なった等級若しくはレベルに分類された専門的等級若しくは階級の肩書により遂行される職務が等級序列の、階級序列の、レベル序列の算出により考慮されうると考えられるか。
- §2. §1の1°のbに反して公務員が連邦政府機関に雇用される以前に地域圏若しくは共同体又は基礎自治体の基礎自治体理事会連合会、又は国に依存する公益法人で行っていた第66条の§1の意味での実務が職務序列と等級序列の算出に当たり考慮される。但し等級序列の算出については専門職等級にあって遂行された限り第1項だけの実務が考慮される。容認の承認は公務員問題所管の大臣によって認められる。
- §3. この資格では廃止された若しくは現存の階級の肩書が国家公務員の場合には国家公務員問題を所管する大臣の同意を得てその 公務員がその下に所属する大臣により準備される。

第区節 国家公務員の経歴

第70条

- §1. 昇進には二つの種類がある:
 - 1°行政上の経歴に関するもので昇進が国家公務員の任命である:
 - a) より上級のレベルへの階級に;
 - b) より低いレベルの一員であるときにレベルAの等級に;
 - c) より高い等級に;
 - 2° 財政上の経歴に関するもので昇進が国家公務員が受けているものより高い俸給表の階級若しくは等級にあるとの認定である;《俸給表における昇格での昇進》と呼ばれる俸給表A12から俸給表A21への進級は俸給表における昇格での昇進と見なされる。
- § 2. 俸給表における昇格若しくはより高い等級への昇格による昇進は能力測定での若しくは適性保証の研修の合格によって決められることができる。

能力測定は国家公務員がその良好な職務の開発及び実行維持はもとよりその遂行に必要な専門的能力及び一般的な行動判定能力を自由に使いこなせるようになり始めることを狙いとする検証である。

適性保証の研修は加えて公務員の実行並びに開発の才能及び能力に向けられる研修である。それは研修により習得された知識の有効性で完結する。……

§ 2の2. 適性保証の研修はレベルAにおいては専門志向で、又レベルDにおいては職能集団志向で準備される。

能力測定はレベルB及びCでは職能集団志向で準備される。

レベルB及びCについては職能集団は公務員問題所管大臣の提案により閣議での協議を経て国王によって決められる。職能集団の下では集団の職能は遂行される作業の領域においても、引き受けられなければならない責任領域の領域においても一般的な行動判定能力の開発及び行動指示の支援により一様に見えるまで精通させられる。

第2項に反して能力測定はレベルB及びCの職能集団については公務員問題所管大臣の提案により閣議での協議を経て国王の決定により適性保証の研修に変えられる。

§3. より高いレベルへの移行による昇進は競争試験の方法により認められる。

第70条の2

- §1. SELOR ─ 連邦政府選考局 ─ の管理局長はより高いレベルへの移行のための競争試験及び能力測定を準備する。 局長は関係連邦政府機関にその全部若しくは一部を委任するとしても、その監督下で選考及び測定を準備することができる。
- § 2. 連邦政府研修所は研修所が引き受けた後で適性保証の研修を準備する。 必要に応じて:
 - 1°研修所が自ら研修を引き受ける;
 - 2° その監督の下で他の連邦政府機関の研修所か若しくは協力協定に基づき地域圏及び共同体の研修機関に委託する;
 - 3°適性保証の研修職務を持つ階級若しくは専門的等級に照応するレベルの教育機関か若しくは類似の機関に研修を任せる。 適性保証の研修は良好若しくは不良の判定によって終了する。

研修所の管理職1の保有者若しくはその代理者は習得された知識の妥当性の証明書を送付する。第2項2°及び3°の場合には 適性保証の研修の終了時に受講者によって発表される記録に根拠を置く。

第71条 階級の変更は国家公務員のこれまでと同等の階級への任命である。

専門職等級の変更は他の専門方向の同一等級への任命である。

第72条

- §1. 昇進は一定の官職に空席があるときだけ可能性がある。それは国王によって決められた規則に従って認められる。
- § 2. 昇進によって空いた官職の空席は任命可能な公務員に空いた官職の公告によって周知される。候補者に全ての事情に通じて志願させるために空いた官職に関する全ての要素を含めて通知する。

空いた官職の通知は通知の受領の日付が記された署名された領収書と引替えに該当公務員に手渡されるか、書留郵便によって 該当者の最新の所定の住所に送付されるか、同時にベルギー官報での公告及び任命される可能性のある公務員へのその送達に よって伝えられる。

公務員が何らかの理由で一時職務から離れているときには空いた官職の通知が書留郵便でその最新の所定の住所に送付される。 第6条の2の§2の第2項が適用されるときは空席がベルギー官報での空いた当該官職の公告によって任命される可能性のある公務員に伝えられる。候補者に全ての事情に通じて志願させるために空いた官職に関する全ての要素を含めて通知する。

§3. 昇進には公務員の官職を全て考慮して書留郵便によって空いた当該官職の通知が手渡されたか又は郵便によって提供された次の労働日の初日に始まる10労働日間の期間内に通知される。期限の初日か若しくは最終日が土曜日、日曜日若しくは法定の祝日の場合は次の労働日まで期限は延長される。

その公務員にはあらかじめその空席が志願の対象となる期間内に獲得すべき個々の官職について認められる。志願の有効性は 1 か月間と決められる。

§ 4. § 2及び§ 3に反して既定の条件を満たした公務員はレベルDの俸給表における昇進によって空いた当該空席への職務上の候補者となる。

この場合には昇進の提案が伝えられる。

その公務員は提案の送達の次の最初の労働日に始まる10労働日の期限内に書簡によって昇進を断ることができる。期限の初日若しくは最終日が土曜日、日曜日若しくは法定の祝日の場合は次の労働日まで期限は延長される。

§ 5. ·····

第73条 《改正》

- §1. 階級の異動及び等級の異動は全て一定の関係空席があれば可能である。
 - 等級の異動により若しくは階級の異動により欠員となった官職による空席は昇進の可能性ある公務員に通知される。
- § 2. 候補者の受領通知が受け取られる。
- §3. 理事会若しくはそれに代わる機関が立候補の調査をし、行使する職務に関する能力に応じて専門的等級の異動若しくは階級及び階級序列の異動について志願する行使する職務にふさわしい候補者を指示する。
- § 4. 専門的等級の異動による任命は大臣によって行われる。階級の異動による任命は大臣又はその理事会の議長か若しくはその代理によって行われる。
- 第73条の2 第70条の § 2 に反して俸給表における昇格若しくは上級の等級への昇格による昇進はSELOR 連邦政府選考局 により準備され国家公務員を所管する大臣の同意を得て所管大臣により諸条件及び細則が決められる選考への合格によって決定する。但しSELOR 連邦政府選考局の管理局長はその監督の下で関係連邦政府機関に選考の全部乃至一部を委託できる。

第74条 ……

第74条の2 ……

第75条

§1. 上級のレベルへの異動のための選考の一部を引き受けるには能力測定若しくは適性証明の研修と同様にその公務員自身が自分 自身昇進の資格を評価できる行政上の地位にいなければならない。 第1項に明記された条件は連邦政府選考局管理局長によって決定される日時を満たさなければならない。

- § 2. 公務員が選考の一部のうち § 1 に明記された条件をもはや満たしていないと……能力測定はもとより競争試験の予想された合格の優位性を失う。
- §3. 俸給表上の昇格による、上級の等級への昇格による、若しくは上級のレベルへの昇格による昇進、専門職等級の異動若しくは 獲得すべき階級の異動については公務員自身は自らが昇進の資格を評価できる行政上の地位にいなければならない。且つ評価の 最後に「不適切」の表現を受けてはならない。

§ 4. ·····

第76条 《改正》

§1. レベルB、C、Dの階級の保有者で俸給表の最高を支払われていない公務員は少なくとも1年レベル序列を持っていたときは 能力測定に付されるか若しくは適性証明の研修を追求する権利を有する。

その序列の条件は能力測定若しくは適性証明の研修に応募したときに満たされていなければならない。但し研修生自身は研修の最後の月のうちに応募できる。

研修期間延長の場合には連邦政府の職員に認められる休暇及び欠勤に関する1998年11月19日の勅令第24条、第31条、第33条、第34条、第37条、第117条に規定されたとおり休暇の結果として研修の最後の月のうちに応募が行われたと見なされる。

その他の研修の延長で第3項を侵害しない場合には研修生が翌月の1日に任命された限り応募は効力を持つ。

§ 2. 等級A1、A2、A3、若しくはA4に任命されている公務員は俸給表3等級が支払われておらず昇進の資格に値すればレベル 序列が少なくとも1年を数えるときは第70条に規定された適性証明の研修の権利を有する。

その序列の条件は能力測定若しくは適性証明の研修に応募したときに満たされていなければならない。但し研修生自身は研修の最後の月のうちに応募できる。

研修期間延長の場合には連邦政府の職員に認められる休暇及び欠勤に関する1998年11月19日の勅令第24条、第31条、第33条、第34条、第37条に規定されたとおり休暇の結果として研修の最後の月のうちに応募が行われたと見なされる。

その他の研修の延長で第3項を侵害しない場合には研修生が翌月の1日に任命された限り応募は効力を持つ。

第X節 懲戒規定 第I分節 懲 罰

第77条

- §1. 以下の懲罰刑が宣告できる;
 - 1 ° 訓告
 - 2° 戒告
 - 3°減給
 - 4° 更迭
 - 5°停職
 - 6°降給
 - 7°降格 8°免職
 - 9°懲戒免職
- § 2. 減給は最高1か月間適用され、決定は被用者の給与の保護に関する1965年4月12日の国法の第23条第2項に規定されたもの以上になってはならない。
- §3. 更迭は公務員は懲罰刑の取消によって所定の期間内に新たな配置でも配置転換でもない要請を行うことができる。
- §4. 第107条を侵害することなく停職は最短1か月から最長3か月の期間宣告される。
- § 4の2. 降給は以下の認定によって課せられる:
 - 1°同一階級若しくは同一等級のより低い俸給表の;
 - 2°より低い俸給表に見合う同一レベルの階級の。
- §5. 降格はより低いレベルにある階級若しくはより低い等級の認定によって課せられる。 公務員はこの新たな階級若しくはこの新たな等級において認定が発効する日の地位を甘受する。
- § 6. それぞれの懲罰刑は公務員の個人別評価カードに記録される。

第78条

- § 1. 懲罰刑はレベルB、C、Dの公務員に関する任命権のある政府機関によって宣告される。 レベルAの公務員が関係するものは降格を除いて国王によって課せられる公務員の罷免及び懲戒免職は大臣によって宣告される
- § 2. 懲罰刑は暫定的に提案された後権限のある直属上司によって宣告される。これはあらかじめ公務員に責任が非難される事実について聴聞し、万一の場合には経緯について証人の聴聞が行われる。自ら選んだ人間によって援助を受けることができる。

この聴聞については調書が作成される。

- §3. 当該公務員は調書を査証し、7日前までに返還する。異論がある場合には、書面の覚書きを添えて返還する。
- § 4. 第3項で決められた期限の終期の次の日から5日以内に直属の上司は公務員に予定された懲罰刑について理事会への提案を決めて伝える。
- §5. 大臣は本条の適用について直属上司に指示する。

第79条

§1. 審査中の懲罰刑の提案が行われてから5日以内に理事会は当該公務員に書留郵便で出頭を要求する;その公務員の聴聞は理事会で審査が行われる後の20日から30日の間に起こされなければならない。

召喚状は場所、日時、会議の時間、加えて懲罰関係資料が調べられる場所及び期間を伝える。

当該公務員は本人が出頭する;自分が選んだ人間によって援助してもらうことができる。弁護人はいかなる場合にも理事会を 構成する一員であってはならない。

当該公務員若しくはその弁護人が適切な召喚であるにもかかわらず正当な理由なしに出頭しない場合には、暫定的な提案が最終的な提案として適用される。

理事会は当の公務員若しくは弁護人が正当な理由を主張できるならば関係資料の文書に基づき再度その案件を会議に諮ること を宣告する。

[2001年12月5日以降の懲罰手続は以下に従って始められたと解さなければならない (2001年11月16日の勅令第48条及び第50条参照) :

当該公務員若しくはその弁護人が適切な召喚であるにもかかわらず正当な理由なしに出頭しない場合には、理事会は関係資料の文書に基づき宣告する。同じものが当の公務員若しくは弁護人が正当な理由を主張できる場合には、再度その案件を会議に諮るに値する。 但し理事会が懲罰刑の最終提案を暫定提案よりも厳しいものにする場合には改めて当該公務員を聴聞のため召喚する。]

- § 2. 懲罰要求の対象となっている公務員、懲罰要求の開始に参加したか若しくは懲罰手続の資格だけで参加している個々の公務員は、理事会の会議も開けなければ審査にも参加できない。
- §3. 当該案件が理事会に付された日から最長2か月のうちに理事会は最終提案を行い、10日以内に当該公務員に送達する。

[2001年12月5日以降の懲罰手続について§3は以下に従って始められたと解さなければならない(2001年11月16日の勅令第48条及び第50条参照):

§3. 理事会は当該案件がそこに付された日から最長2か月のうちに最終提案を行い30日以内に当該公務員に送達する。 この送達が30日の期限内にない場合には、理事会は当該公務員に責任のある事実についての手続を放棄したものと見なされる。〕

§ 4. ······

§ 5. その最終提案送達から10日以内に当該公務員はその提案に対して権限のある上訴審判所に上訴の手続をすることができる。

第80条

- §1. 免職及び懲戒免職を除きそれぞれの懲罰は当該公務員の個人の関係資料からは§2に規定された条件の下で消去される。 懲罰刑の執行を侵害することなく、消去は消去された懲罰刑はとりわけ当該公務員の昇進の資格の評価にも評価の認定にもも はや考慮されなくてよいという効果を有する。
- §2. 懲罰刑の消去は以下のそれぞれの期間が確定した期限後に当該公務員の経歴に生じる:
 - ---訓告では6か月;
 - -- 戒告では9か月;
 - -- 減給では1年;
 - --- 懲罰措置による異動では18か月;
 - ---停職では2年;
 - -- 降給及び降格では3年;

期限は罰の宣告された日から開始する。

第81条

- §1. 権限ある政府機関は最終的に提案されたものより重い懲罰刑を課することはできない。懲罰刑はほかに明示された規則の規定がない限り宣告された期限以上には効力を持たない。
- § 2. 但し当該公務員に責任のある一つ以上の事実が存在する場合だけは懲罰刑の手続及び宣告の誘因となりうる。
 懲戒手続の進行中に当該公務員に責任のある新事実が見付けられたときは進行中の手続は中断することなく新たな手続の誘因となりうる。
- §3. 刑事訴訟は懲戒の手続及び宣告を中断する。

刑事訴訟の結果とは関係なく全ての行政機関は懲罰の妥当性について意見を述べる。

- § 4. 関係書類について正当性を弁明する新たな要素に従い、§ 5 に述べられた除斥期間内であっても、何人も以前にすでに処罰事 実の懲戒規定の対象となったものを懲戒訴訟の対象とすることはできない。
- §5. 懲戒訴訟は訴訟が開始された日より前6か月の期限内に完了しているか若しくは確定した事実についてだけ関係できる。

刑事訴訟の場合には、且つ検察庁が当該公務員を所管する大臣に法定の最終判決を通知してきた場合には、懲戒訴訟は通知の あった日以後6か月以内に開始できる。

第81条の2 この分節は研修生に適用される。

第Ⅱ分節 上訴審判所

第82条 次の上訴審判所が設置されている;

- 1°各連邦政府機関に省上訴審判所;
- 2° 連邦政府機関全体のために最上級公務員による上訴審判所及び省際上訴審判所。

省上訴審判所及び省際上訴審判所においてはどれだけかは公務員のための言語別役割及び系統により審判所によって聴聞のために質問できる。

最上級公務員による上訴審判所はオランダ語及びフランス語の部を包含する。

公務員の言語別役割及び系統はどちらの部に出頭するかを決定する。

第83条 上訴審判所は第60条に規定された上訴、懲戒案件その他の措置における上訴、その施行が行われる国法若しくは勅令の条項の 適用についての通知を行うことを任務としている。審判所はその案件が上訴審判所に付託された後の初回の会議で第60条に規定され た上訴を優先的に審理する。

最上級公務員による上訴審判所は最上級公務員たちによって開始される上訴を審理する。

省際上訴審判所は最上級公務員たちではない連邦政府機関のレベルAの公務員たちによって開始される上訴を審理する。

省上訴審判所はレベルB、C、Dの公務員たちによって開始される上訴を審理する。

国王は一つ乃至それ以上の上訴審判所を設置でき、そこでは二つ乃至それ以上の連邦政府機関に所属するレベルB、C、Dの公務員たちの上訴を審理する。

第83条の2 最上級公務員による上訴審判所は以下の者によって構成される:

- 1° 国家公務員所管の大臣の推薦により国王から任命される裁判官の審判長;審判長は二つの部の審判長になる;オランダ語部及びフランス語部の審理を行わなければならない;
- 2° 部ごとに現役の事務次官若しくは上訴者と同じ言語の現役の連邦政府機関の理事会の議長;陪席の職を占める;
- 3°個々の案件ごとに国家公務員所管の大臣により指名された事務総長;事務総長には投票権はない;
- 4°審判長と同じ方法で任命される裁判官の副審判長は二つの部門の審判長を務めオランダ語部及びフランス語部の審理を行わなければならない。

事務次官若しくは理事会議長が上訴に着手するときはその審理がすむまで陪席としての任務を保持する。

審判長は陪席の一人を報告者に指名する。

最上級公務員による上訴審判所の記録の書記局及びその保管は省際上訴審判所の事務総長に付託する。

最上級公務員による上訴審判所の部の審査は少なくとも陪席二人が出席しさえすれば有効である。

最上級公務員による上訴審判所は管理職保有者に対しても権限がある。

第84条

- §1. 省上訴審判所及び省際上訴審判所は以下の者によって構成される:
 - a) 国王により指名された二人の裁判官の審判長; フランス語話者部のためのフランス語話者審判長及びオランダ語話者部のためのオランダ語話者審判長;
 - b) 部ごとに選ばれた国家公務員の陪席;
 - c) 部ごとに事務総長兼報告者;
 - d) 副審判長たち、すなわち:

国王によって指名される省上訴審判所のための二人乃至三人の審判長、少なくとも二人の事務総長兼報告者及び陪席たち; 国王によって指名される省際上訴審判所のための三人の審判長、少なくとも二人の事務総長兼報告者及び陪席たち。

§ 2. 二人の副審判長がそれぞれフランス語話者審判長によるフランス語話者部審判長職及びオランダ語話者審判長によるオランダ語話者部審判長職を引き受ける。

省際上訴審判所においては第3副審判長がフランス人及びオランダ人と同様にドイツ人も審理しなければならない。とりわけその責任がドイツ語系の公務員によって提出される上訴である部の審判長として事を運ぶ。

省際上訴審判所においては連邦政府機関の職員がドイツ語系である場合には、第3副審判長はフランス語若しくはオランダ語 同様ドイツ語での審理を行わなければならない。とりわけその責任がドイツ語系の公務員によって提出される上訴である部の審 判長として事を運ぶ。

- § 2の2. 省上訴審判所においては裁判官が得られない場合には名誉判事を指名できる。
- §3. 陪席の半分は連邦政府機関に設置される省上訴審判所では関係大臣によって指名される;省際上訴審判所の場合には公務員問題所管大臣によって;残り半分はオランダ語部及びフランス語部の陪席二人及びドイツ語部陪席一人の割合で機関ごとに職員組合代表によって指名される。

陪席は少なくとも35歳以上で6年間良好な勤務状態の国家公務員から選ばれる。6年間良好な勤務状態の公務員がいない場合にはこの条件から外れることができる。

省際上訴審判所の代表は政府とその職員組合間の関係を規整する1974年12月19日の国法第7条によって決定される;省上訴審判所の代表は上述の国法の第7条若しくは第8条 \$ 1 の条件を満たす職員組合代表である。

1974年12月19日の上述の国法の効力があるその条文の発効の日までに分科会が設置されていない場合には指定された分科会が設置されるまでの間労働総評議会に議席を持つ職員組合、その組織がない場合には労働総評議会の代表が省上訴審判所に出席する。職員組合によって省際上訴審判所に出席するよう指示された陪席は国家公務員所管の大臣の承認が必要である;省上訴審判所に出席するよう指示された陪席は関係大臣の承認が必要である。承認拒否は省際上訴審判所の陪席たちによって提案された連邦、共同体、地域圏の政府機関のための委員会の勧告及び省上訴審判所の陪席たちの推薦した権限ある分科会若しくは権限ある組合の勧告に対するものとなる。

§ 4. 省上訴審判所の事務総長兼報告者は関係大臣によって指名される;省際上訴審判所の事務総長兼報告者は国家公務員所管の大臣によって指名される。

事務総長兼報告者は投票権を持たない。

- §5. 審判長若しくは審判長たち、陪席、事務総長は同じ方法で常任構成員として指名される。
- § 6. 省際上訴審判所の場合連邦政府の公務員によって提起された上訴が審理に掛けられるときはこの連邦政府機関に所属する陪席が少なくとも一人出席しなければならない。
- § 7. 個々の案件において関係大臣若しくはその代理はレベルAの公務員及びその代理を一人ずつ異議申立の上訴を弁護するための 代理人を指示する。

第84条の2

- §1. 上訴審判所は第60条に規定された上訴が行われたときは裁判官に付託された権限が行使される:
 - 1°省際上訴審判所の場合は公務員問題所管大臣によって指名されたオランダ語話者公務員総括者及びフランス語話者公務員総括者によって:
- [1°は関係管理職保有者の任命が発効した日に改正された以下の本文による(2001年11月6日の勅令第45条1°参照)
 - 1° 省際上訴審判所の場合は公務員問題所管大臣によって指名されたオランダ語話者管理職1若しくは2の保有者及びフランス語話者管理職1若しくは2の保有者によって:]
 - 2° 省上訴審判所の場合は関係大臣によって指名されたレベルAのオランダ語話者公務員及びレベルAのフランス語話者公務員によって。
 - §2. 審判長として指名されうるにはレベルAの公務員は加えて以下でなければならない:
 - 1°満40歳以上である;
 - 2° 法学博士若しくは法学修士の免状の保有者;
 - 3°レベルAの序列を少なくとも10年持っていたか若しくは管理の長に少なくとも5年在籍。

[§2の3°は関係管理職保有者の任命が発効した日に改正された以下の本文により(2001年11月6日の勅令第45条1°参照)]

上訴審判所の審判長の資格での公務員の指名は公務員問題所管大臣若しくは関係大臣が関係審判所に在席する職員組合の推薦による候補者名簿を作る。その推薦は10日以内に行われる。

それぞれの審判長には同じ方法で現役の審判長として指名される二人の副審判長が充てがわれ、それぞれがフランス語話者審判長によるフランス語話者部審判長職及びオランダ語話者審判長によるオランダ語話者部審判長に指名された審判長職となる。

省際上訴審判所の場合はオランダ語若しくはフランス語と同様にドイツ語の審理を行わなければならない第3副審判長が加えられる。とりわけその責任はドイツ語系の公務員によって提出される上訴である部の審判長として事を運ぶ。

省上訴審判所においてはドイツ語系連邦政府公務員が含まれている場合には第3副審判長がフランス人及びオランダ人と同様にドイツ人も審理しなければならない。とりわけその責任がドイツ語系の公務員によって提出される上訴である部の審判長として事を運ぶ。

- §3. 本条に従って審判長に指名されるレベルAの公務員は同じ連邦政府機関に所属する公務員によって提出される評価案件の上訴の審理が行われるときは上訴審判所の審判長にはなれない。且つ省上訴審判所の審判長に指名されるレベルAの公務員は上訴審判所が設置される連邦政府機関に所属してはならない。
- § 4. 上訴審判所の審判長に指名されるレベルAの公務員は完全に独立してその任務を遂行する。この独立が指名した大臣を窮地に 陥らせることのできる事実は少ない。
- §5. 審判長は可否同数の場合を除き投票はできない;その場合にはその勧告の方向を決める。
- 第85条 上訴審判所に提出された一定の案件において一人の陪席が少なくとも申立人のレベルに属していないときは同レベル若しくは 上級レベルの副陪席に代えられる。条件を満たす副陪席がほとんどいないときは最長1か月間常任の副陪席を指名に適用する法規に 従って第84条の条件を全て満たす副陪席が指名される。

いずれにしても1か月の期限後には少なくとも半数の陪席の数が大臣によって指名された必要な陪席が職員組合によって指名された

同じ数とはならずに正常の上訴審判所を構成する陪席の数の半数プラス一人となるや直ちに関係審判所の審理は有効となる。

第86条 申立人は陪席を忌避する権利を有する。その権利は同一案件の間一度だけ行使できる。

事務総長兼報告者は当該案件の審理のために招集される常任若しくは副陪審の名簿を申立人に書留郵便で送付する。

名簿の通知の日から8日の期限内に申立人は事務総長に書留郵便でその忌避する陪席の氏名の通知についてこの名簿を送付する。忌避は理由の説明を必要とする。

第3項に規定された期限が切れたときは当該公務員は陪席忌避の権利を放棄したものと見なされる。

第87条 且つ裁判官としての審判長の判断で陪席自身の案件と考えられることができる場合も忌避される。

第88条 処分か若しくは懲罰の提案に署名した日から始まる10日の期限を超えてもとにかく当該公務員を処分する権限ある上訴審判所 に付託された上訴は審理することになる。

第89条 その案件は大臣若しくはその代理者の協力を得て上訴審判所によって審理に掛けられる。大臣たちは完全な関係資料を送る。 その関係資料は責任を課せられた事実を全て網羅する。

第90条 上訴審判所は審理が全て終了していない場合、申立人に抗弁を主張する機会が与えられていない場合、且つ関係資料が審判所 案件の完全な審理に応じた勧告を与えられる役に立つ資料を全て含んでいない場合には申立を審理してはならない。

案件が審判所によって審理に掛けられてからせいぜい1か月で起こさなければならない会議の日取りが確定したことによって遅延する場合には審判長はこの遅延の理由を大臣に報告する。

第90条の2 審判所は招集された陪席の過半数が出席していない場合には審理も裁決もできない。

第83条の2若しくは第85条第3項が適用されるときを除いて、職員組合によって指名された陪席は大臣指名と同様投票に参加しなければならない。必要な場合には抽選により一人乃至複数人の排除によって同数に是正される。

陪席が都合が付かない正当な理由を持っている場合には招集の日から3日以内に欠席の理由を文書で審判長に通告しなければならない

第91条 審判所は追加的調査を推奨し審理に出席している陪席二人をこのために選出することができる。組合から指名された陪席がいない場合を除きこの二人の陪席は、一人は大臣によりいま一人は職員組合により指名された陪席として選出される。

調査の後審判所は関係書類を関係大臣に送付し、会議の日からせいぜい1か月後に理由を説明した勧告の通告をする。大臣は投票が 行われて賛否何票の投票があったかを通告する。

所定の構成員において期限が守られていない場合には審判長はこの遅延の理由を大臣に報告する。

投票は秘密である。可否同数の場合は勧告は申立人に有利と見なされる。

申立人及びその弁護人は審判所の事務総長に発表された勧告の情報を取得できる。

第92条 当該公務員は本人が審判所に出頭する;自分が選んだ人間によって援助してもらうことができる。弁護人はいかなる場合にも 審判所を構成する一員であってはならない。

当該公務員は事務総長に召喚の日から3日以内に弁護人の氏名を通告する。

その最後の場合には弁護人も亦召喚される。

第93条 当該公務員若しくは弁護人が適切な召喚であるにもかかわらず有効な理由なしに出頭しない場合には、審判長はその案件をもはや審理中ではないと見なしその関係資料を大臣に届けさせる。

審判所は例え当該公務員若しくはその弁護人が有効な根拠を察知できたとしても2回目の会議でその案件が提出されると直ちにその 関係資料の文書に基づき宣告する。

第94条 上訴審判所の勧告が有利であれば大臣によって常に受け入れられ最終的に提示される。

大臣は決定が意見の一致していない上訴審判所の勧告についてそれぞれ理由を説明する。

大臣は上訴審判所の勧告が理由を説明した以外の事実を話題にすることはできない。大臣若しくはその代理者はその決定を上訴審判 所に通告する。

大臣は上訴審判所の勧告の送達から数えて15日以内に決定する。大臣若しくはその代理者は即刻当該公務員及び上訴審判所に通告する。

第95条 陪席、国家公務員であれば弁護人、審判所の勧告が有利であれば申立人が旅費及び宿泊費について計算された報酬を規則の条文に従って受領する。

各上訴審判所は内規を策定して関係大臣に承認を求めて提案する。

第XI節

第96条 《欠》

第97条 《欠》

第XI節 行政上の地位 第I分節 総 則

第98条 国家公務員は以下の地位にある:

1°現職;

- 2°休職;
- 3°待命中。
- 第99条 国家公務員は行政上の地位については法律上の明確な規定があれば例外として常に現役と見なされるか又は政府機関の決定によって他の行政上の地位に就く。
- 第100条 第99条及び第101条第1項は研修生に適用される。

この部分の残りの規定の研修生への適用範囲は国王によって決定されることになる。

第Ⅱ分節 現役勤務

第101条 それに反する明確な規定があれば例外として現役の国家公務員は俸給表上の俸給及び昇進の権利を有する。

その公務員は昇進の権利を主張できる。

- 第102条 国王によって決められた条件の下で現役公務員は以下の休暇が得られる:
 - 1°年次休暇及び祝日、事情休暇と特別休暇;
 - 2°母性保護のため;父親育児休暇;
 - 3°親としての休暇、養子若しくは里子のための保育;
 - 4°家族の利害のためにやむをえない理由:
 - 5°病気のため;
 - 6°有害な労働環境除去のため;
 - 7° 病気のための作業軽減による:
 - 8°教育活動の社会的促進及び参加;
 - 9°任務のため;
 - 10°職業経歴の中断による;
 - 11°職員組合の活動による;
 - 12° 国家、共同体、地域圏の立法議会でそれぞれの団体の一つの団長によって認められた政治団体の活動のため;
 - 13°平時における一定の兵役の履行及び民間防衛の職務若しくは良心的兵役忌避者の法令に関する国法の調整を維持する1980年2月20日の国法に基づく公益部門の履行による;
 - 14° 半日契約の早期退庁による;
 - 15°週の4労働日を超える作業を常時課せられた作業の5分の4について。
- 第103条 現役の国家公務員は国王によって決められた諸条件の下で職務の利益が要求するときはその職務を中断させることができる。 第103条の2 国家公務員の占めていた官職の廃止は国家公務員の資格の喪失若しくは罷免の誘因となりうる。

この公務員は復職させられれば現役の行政上の地位にある。

第Ⅲ分節 休 職

第104条 明確な反対規定がなければ休職中の国家公務員は権利も俸給も持たない。

全て国王によって決められた諸条件の下で昇進及び俸給表上の昇格を主張できる。

- 第105条 何人も休職中に規定された退職の資格を満たせば在職も居座りもできない。
- 第106条 国王によって決められた諸条件の下で国家公務員は休職となる:
 - 1°平時の一定の兵役の履行又は民間防衛のため若しくは良心的兵役忌避者の法令に従う、とりわけ1975年7月3日の国法に指示された1964年6月3日の国法の適用により指示された公益部門の履行のため;
 - 2°公益とは認められない仕事に従事し続けるとき;
 - 3°許可を得て個人的問題のために長期間専任の勤務を欠勤する場合;
 - 4º1962年4月30日に調整された兵役義務法の第16条に相応する兵役免除を誘引する使命に従って欠勤しているとき;
 - 5°個人的問題処理のために作業軽減された自己の職務権限に基づき欠勤するとき;
 - 6°経歴の中断による休暇の期間が休職に変えられるとき;
 - 7°公務員が休暇若しくは職務免除を得ることなしに欠勤しているとき。
- 第107条 懲罰による停職処分は公務員を職務上行政上の地位を休職にする。

懲罰による停職処分中公務員は昇進及び俸給表上の昇格の権利を主張できない。減給は被用者の給与の保護に関する1965年4月12日の国法の第23条第2項に規定されたもの以上になってはならない。

第Ⅳ分節 待 命

- 第108条 国家公務員は国王によって決められる諸条件の下で解雇されることなしに待命が決められる:
 - 1 ° · · · · ·
 - 2°疾病若しくは身体的欠陥のための休暇よりも長期の欠勤の誘因となるだけの際限のない職務不適任が生ずる疾病若しくは身体的欠陥のために;
 - 3 °

- 第109条 何人もその決められた退職の要件を満たすときには待命を決め若しくは維持できない。
- 第110条 国王によって金額の決められた休職給は待命に指定された第108条の1°及び2°に相応して公務員に認められる。

休職給及び必要ならば待命中の公務員に認められる給与は現役の公務員に適用される配置転換規則の適用を受ける。

第111条 待命中の国家公務員は大臣の裁量行為により、国王によって決められた諸条件の下で空席があれば人事編成に再就職できる。 大臣によって決められた期限内に割り当てられた官職に受け入れられなければならない。

第25節 職務の最終的な喪失

第112条

- § 1. もはやベルギー国籍条項を満たさずに、公権力の行使を維持し、国家の公益を守るという目標に関係のある職務に就くベルギー人公務員は職務上解雇予告なしに公務員の資格を喪失する。
- § 2. § 1に規定された以外の職務を遂行し、それなしには国籍条項を満たさず、ヨーロッパ経済圏の一部を構成するその他の国家若しくはスイス連邦国家のその他の職務を獲得するヨーロッパ経済圏の一部を構成するその他の国家若しくはスイス連邦国家の市民である公務員は、職務上解雇予告なしに公務員の資格を喪失する。
- §3. 職務上解雇予告なしに公務員の資格を喪失する公務員は:
 - 1°上訴期限内に国務院による無効宣告で確定された不正な任命の;この期限は公務員の側の狡猾若しくは欺瞞の場合には当てはまらない;
 - 2° もはや市民権若しくは政治的権利を享受していない;
 - 3° 兵役法を全く果たしていないか若しくはその市民である国における国民的任務に関する義務を正常な状態に比べて全く果たしていない:
 - 4° かなりはっきりした医学的に不適切な;
 - 5°正当な理由なしに部署を離れ、10労働日以上欠勤したままで、かなり前もって知らされていて、説明を要求されていた;
 - 6°職務停止の結果民法及び刑法が適用される危険な状態にある;
 - 7° 懲罰で諭旨免職若しくは懲戒免職にされた。
 - 5°以下の規定は組織的なストライキに参加した公務員には適用されない。
- §4. この条文は研修生にも適用される。

第112条の2 ……

第113条 停職の誘因:

 1° 自発的な退職:この場合には当該公務員は書留郵便でその左右される官庁に自分の退職を送達しただけで退職できる; 第1項の 1° は退職の前少なくとも30日の送達を意味し、書留郵便送達の日に発効する。この期限は相互に一致すれば短縮できる。

2°退職;

 3° もはや全く国務院によって無効とされる余地のない他の政府機関における一定の雇用関係での 2 度目の専任の任命。 第 1 項の 1° 及び 2° はともに研修生にも適用される。

第114条 停職として同様に最終的に国王によって決められた手続に従って確定された職務不適切が誘因となる。

国王によって決められた諸条件の下で当事者は退職金が認められうる。

第双節 配置転換及び最終配置の決定

第115条

第116条 大事なのは例えこの決定の一部修正がもたらされたとしてもその対象は閣議で協議された決定となることである。

第117条 我が大臣たちはそれぞれの国法に関係し、その決定の施行に責任を負う。

補 遺 国家公務員の法規に関する1937年10月2日の勅令

第 【章 以下の卒業証書若しくは研究証明書はレベルに従って連邦政府機関に受け入れられる資格がある。

レベルA

1) 以下の卒業証明書

修士号

博士号

薬剤師

教授資格

民間技師

農業技師

化学若しくは農業化学技師

販売技術技師

民間建築技師

生物学技師

医師

歯科医師

獣医

教員

工業技師

建築士

室内装飾建築士

例え上述の教育施設のいずれか若しくは国のいずれかの施設か、又は共同体のいずれかにより設置された検定委員会では遂行されない研究部分があったとしても、少なくとも4年間の研究を含んでいる大学教育協定若しくは国法及びデクレによってそれと同様な状態にある施設若しくは単科大学を含むベルギーの各大学により授与された。

- 2) 少なくとも60履修単位2課程の修士教育を受けた後いずれかの大学若しくはいずれかの単科大学による修士授与証書。
- 3) 国王によって決められた資格を持った民間技術者若しくは修士の称号を持った高等教育の資格の称号を優遇する1933年9月11日の 国法に従ってその研究者の王立兵学校の総合技術学部若しくは社会・軍事科学部卒業認定の証書。

レベルA (暫定措置)

- 1) 少なくとも4年間の研究を含んでいるアントワープのベルギー植民地大学によって認証された証書とアントワープの海外領土大学研究所によって認定された修士号証書。
- 2) 以下の証書

販売技術学士

販売技術技師

販売技術上等中等教育の教授資格

翻訳学士

通訳学士

3等級の高等専門教育施設若しくはA5部門の商業学校に分類される専門教育施設若しくはいずれかの国立検定委員会による認 定。

3) 以下による5年の課程後に認定される人物証書:

ブリュッセルの「高等ルシアン・コーレマンス教育研究所」の行政科学部;

エルセーネの高等経営・商業科学研究所;

アントワープの県立高等行政科学研究所。

レベルB

1) 完全な教育課程(1課程の高等教育)を備えた短期型の高等教育の証書:

国、若しくはいずれかの共同体、又は共同体が設置した検定委員会によって設立され、それに付属し、若しくは認可された施設により認定された。

2) 候補者証書若しくは人物証明書:

いずれかの大学教育協定、国により、若しくはいずれかの共同体、又は共同体が設置した検定委員会によって設立され、それに付属し、若しくは認可された同様な施設に関する国法による若しくは単科大学を含むベルギーの大学少なくとも2年の課程の後で認定された。

- 3) 180単位の後の1課程か2課程中の前期1課程のいずれかの教育の後に認定された学士号証書: いずれかの大学若しくは単科大学による、又は国若くはいずれかの共同体が設置した検定委員会による認定。
- 4) 高等課程の海運教育の人物証明書、卒業証書、若しくは免許証。
- 5) 不動産測量鑑定士の証書。
- 6) 鉱山測量士の証書。
- 7) 2級の高等専門課程の後に授与される専門技師の卒業証書。
- 8) 短期型で社会的地位向上のための単科大学に格付けされる学科及び3種、2種、若しくは1種の芸術若しくは専門の単科大学卒業証書。

国若しくはいずれかの共同体が設置した検定委員会による認定。

9) 王立兵学校の総合技術学部若しくは社会・軍事科学部の在学前期2年に合格した後の人物証明書。

レベルB (暫定措置)

- 1) アントワープのベルギー植民地大学による少なくとも在学 2年で 1 課程後に認定される卒業証書若しくはアントワープの海外領土大学研究所により認定される学士号証書。
- 2) 少なくとも在学2年で1課程後に認定される卒業証書。

3 等級の高等専門教育施設若しくはA5部門の商業学校に分類される専門教育施設による。

- 3) いずれかの大学により認定された民間経営者の証書。
- 4) 2種高等専門学校により交付された専門技師の証書。
- 5) 以下の証書:

前期中等教育の教員資格;

低学年男子教員;

低学年女子教員;

幼稚園女子教員;

幼稚園男子教員。

6) 農学学位授与証書。

農業技師、農業化学技師、河川・森林技師、植民地農業技師、園芸技師、農場経営技師、農業経営技師の免状の認定についての条件を明確にした1934年10月31日の勅令で1936年7月16日の勅令で改正された第8条の規定に従って認定された。

- 7) 国若しくはいずれかの公的共同検定委員会によって設立され、それに付属し、若しくは認可された完全な教育課程を備えたいずれかの1種高等専門教育施設より認定された卒業証書。
- 8) 以下のいずれかの種類に格付けされた卒業証書:

A1, A6/A1, A7/A1, C1/A1, A8/A1, A1/D, A2An, C/1D, C5/C1/D, C1/An

国若しくはいずれかの公的共同検定委員会によって設立され、それに付属し、若しくは認可された高等専門教育施設より認定された
な挙訴書

9) B3/B1に格付けされた卒業証書。

国により設立され、それに付属し、若しくは認可された専門教育施設より少なくとも750日の教育期間の1課程の後で認定されたか、又は以下の要求を受け入れることによる:

又は完全な後期中等教育の卒業証書;

又はそれと同等の扱いを受けるいずれかの入学試験の合格;

又はB3/B2種に格付けされる学科の卒業証書。

レベルC

1)後期中等教育の人物証明書、高等教育への入学を認める能力証明書:

国若しくはいずれかの共同体による中等教育試験による認定若しくは授与された。

- 2) 1949年12月31日に調整された学位授与及び大学試験計画の国法の第5条に規定された試験の後認定される卒業証書。
- 3) 以下の免状:

准看護師若しくは病院助手;

男女看護師;

国によってかいずれかの共同体によってかのいずれかによって設立され、それに付属し、若しくは認可された専門補習中学校の種類においてか、国若しくはいずれかの共同体のいずれかが設置した検定委員会によってか認定された。

- 4) 国によってかいずれかの共同体によって設立され、それに付属し、若しくは認可されたいずれかの施設により合格した後で認定される完全な教育課程を有する総合、専門、技術若しくは職業中等教育の6年の学習期間の卒業証書、学習人物証明書若しくは人物証明書。
- 5) 中等課程の海運教育の人物証明書、卒業証書若しくは免状。
- 6) 国若しくはいずれかの共同体により設立され、それに付属し、若しくは認可されたいずれかの教育施設で少なくとも750日の教育期間の1課程の後で認定された社会的地位向上の後期中等教育のいずれかの学科で合格した卒業証書。

レベルC (暫定措置)

- 1) 1964年6月8日に存在した規定のように1949年12月31日に調整された学位授与及び大学試験計画の国法の第10条、第10条の2及び 第12条に規定された用意された試験の後認定される人物証明書。
- 2) それと同等若しくは後期中等教育の国の検定委員会により認定された卒業証書若しくはそれによる後期中等教育の卒業証書又は後期中等教育の人物証明書。
- 3) 高級な(商学科) 中等教育学習の認定若しくは受入証書。
- 4)後期中等教育の合格卒業証書か終了人物証明書。
- 5) それと同等の後期中等専門学校卒業証書又は国により設立され、それに付属し、若しくは認可されたいずれかの専門教育施設で3年1課程の後期中等教育で学び合格した後交付されるいずれかの後期中等専門学校の学習終了人物証明書若しくは国の検定委員会により交付される後期中等専門学校卒業証書。
- 6) 以前の種類A2、A6/A2、A6/C1/A2、A7/A2、A8/A2、A2A、C1、C1A、C5/C1、C1/A2後期中等専門学校の卒業証書若しくは終了人物証明書。

7) それと同等の完全な教育課程を有する後期中等技術教育卒業証書。

後期中等専門学校の専門教育の水準の同等性を確定しそれによって卒業証書の交付の諸条件が規定される1971年2月10日の勅令及び完全な教育課程を有する技術教育施設の若干の後期中等科の学習を規整する1976年6月25日の勅令により規定された諸条件に照応して交付される。

- 8) 国により設立され、それに付属し、若しくは認可されたいずれかの施設から交付された完全な教育課程を有する専門若しくは技術教育の6年の卒業証書、終了人物証明書、学習証明書、若しくは免状。
- 9) いずれかの職業科の上級課程の終了後に交付される免状若しくは終了人物証明書。 国によって設立され、それに付属し、若しくは認可され、種類A4、C3、C2、C5のいずれかに格付けされたいずれかの専門教
- 10) 少なくとも750日の教育期間の1課程の後で交付された卒業証書。

種類B3、B1のいずれかに格付けされ国によって設立され、それに付属し、若しくは認可されたいずれかの専門教育施設による。

11) 少なくとも750日の教育期間の1課程の後で交付された卒業証書若しくは人物証明書種類B3、B2のいずれかに格付けされ国によって設立され、それに付属し、若しくは認可されたいずれかの専門教育施設、初級中等教育卒業証書若しくはそれと同等視される検定試験の合格証書のいずれかによる。

レベルD

育施設と結び付く。

卒業証書とか若しくは人物証明書は全く要求されていない。

第Ⅱ章

- § 1. 同様に条約若しくは国際的協定の効力、若しくはこの名簿に規定された卒業証書若しくは学習証明書のいずれかについて同等であることが宣言された海外の卒業証書若しくは学習証明書の同等性に関する1971年3月19日の国法によって認められた手続の適用によっていずれかの海外の規則に合致して取得された卒業証書若しくは学習人物証明書は認められる。
- § 2. § 1は、少なくとも3年の職業教育が完結させられる高等教育卒業証書を認める第1の総合的体系に関する1988年12月21日の会議の(ヨーロッパ経済共同体)指針89/48/EECの規定、及び連邦政府機関への受入を考慮に入れた職業教育を認める第2の総合的体系に関する1992年6月18日の会議の指針92/51/EECに反する。

既定の選考試験の範囲内でSELORの管理局長は1988年12月21日の上述の指針の第3条a項及びb項並びに資格を規定する1992年6月18日の上述の指針の第3条、第5条、第6条、第8条、第9条の保有者が受け取る指名に責任を負う。現在の資格の価値を知るためにはSELORの管理局長は権限ある教育官庁のいずれかにその資格について助言を求める。

その後で局長は、第4条においてそれについて用意された補償規定のありうる適用を含む1988年12月21日の上述の指針の第8条 \$ 2により正式に決定するか、又はそれについて用意された補償規定の第4条、第5条、第7条のありうる適用を含む1992年6月18日の上述の指針の第12条 \$ 2により決定する。

§3. SELORの管理局長が適切な措置に影響を及ぼす決定を甘受しなければならないか若しくは認められている権限を修正することになる場合を除いて§2において列挙された指針を補充若しくは変更することになるベルギー官報において交付される指針は法的に有効である。